

イ 発明の名称 マンホール構造、マンホール構造用止水可とう継手及びマンホール構造の施工方法

ウ 出願日 平成13年3月27日

エ 登録日 平成16年9月17日

オ 明細書の記載

本件特許権にかかる明細書の特許請求の範囲(請求項8)の記載は次のとおりである。

「マンホールと管とを接続するための、マンホール構造用止水可とう継手であって、前記マンホール構造用止水可とう継手が、剛性の筒状体と、前記筒状体の内側の筒状可とう体とを備えており、前記筒状可とう体が、前記筒状体と前記管との間の変位を吸収する弾性体から形成されており、前記筒状可とう体の立坑壁面側の一端が前記筒状体に固定されており、マンホール構造を形成する際、前記管が立坑内で推進敷設され、前記管の外周に、前記マンホール構造用止水可とう継手が装着され、前記筒状可とう体の他端が前記管の端部に向けられ、前記他端が前記立坑の中心側から締め付け可能な締結バンドによって前記管の端部の外周に締め付け圧着固定され、前記筒状体の外周がマンホール壁用充填剤によって固定されることを特徴とする、マンホール構造用止水可とう継手。」

(2) 構成要件

本件発明を構成要件に分説すると、次のとおりである。

- A マンホールと管とを接続するための、マンホール構造用止水可とう継手であって、
- B 前記マンホール構造用止水可とう継手が、剛性の筒状体と、前記筒状体の内側の筒状可とう体とを備えており、
- C 前記筒状可とう体が、前記筒状体と前記管との間の変位を吸収する弾性体から形成されており、
- D 前記筒状可とう体の立坑壁面側の一端が前記筒状体に固定されており、
- E マンホール構造を形成する際、前記管が立坑内で推進敷設され、前記管の外周に、前記マンホール構造用止水可とう継手が装着され、
- F 前記筒状可とう体の他端が前記管の端部に向けられ、前記他端が前記立坑の中心側から締め付け可能な締結バンドによって前記管の端部の外周に締め付け圧着固定され、
- G 前記筒状体の外周がマンホール壁用充填剤によって固定される
- H ことを特徴とする、マンホール構造用止水可とう継手

(3) 侵害物件

被告製品の構成については、物件目録1、物件目録2参照。

(4) 対比

被告製品が本件発明の構成要件A、E、Fを充足することに争いはない。

2 争点

本件における争点は以下のとおりである。

- (1) 被告製品の製造販売行為について直接侵害が成立するか(争点1)
 - ア 被告製品は、構成要件 B を充足するか(争点1-1)
 - イ 被告製品は、構成要件 C を充足するか(争点1-2)
 - ウ 被告製品は、構成要件 D を充足するか(争点1-3)
 - エ 被告製品は、構成要件 G を充足するか(争点1-4)
- (2) 被告製品の製造販売行為について間接侵害が成立するか(争点2)
 - ア 被告製品1は、本件特許発明の生産にのみ用いるものか(争点2-1)
 - イ 被告製品2は、本件特許発明の生産にのみ用いるものか(争点2-2)
- (3) 補償金について(争点3)
 - ア 本件警告は、特許法 65 条1項の警告か(争点3-1)
 - イ 補償金の額について(争点3-2)
- (4) 損害賠償金について(争点4)
 - ア 被告らが平成 18 年 1 月 1 日以降に製造販売した製品の構成について(争点4-1)
 - イ 特許法第 102 条第 2 項の被告らの利益について(争点4-2)
 - ウ 特許法第 102 条第 2 項の規定により損害と推定すべき利益の額について(争点4-3)

第2 争点に関する当事者の主張

別紙「判決全文」をご参照のこと。

第3 裁判所の判断

1 結論

直接侵害の成立を認定し、原告の請求をほぼ認めた(詳細は判決文参照)

2 争点1(構成要件B、C、D、Gの充足性)について

3 本件警告は、特許法 65 条1項の警告か(争点3-1)

特許登録出願人が出願公開後に第三者に対して特許登録出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をするなどして、第三者がその出願の内容を記載した書面を提示して警告をするなどして、第三者がその出願公開がされた特許登録出願に係る発明の内容を知った後に、補正によって特許請求の範囲が補正された場合において、その補正が元の特許請求の範囲を拡張、変更するものであって、第三者の実施している物品が、補正前の特許請求の範囲の記載によれば発明の技術的範囲に属しなかったのに、補正後の特許請求の範囲の記載によれば発明の技術的範囲に属することとなったときは、出願人が第三者に対して特許法第 65 条に基づく補償金支払い請求をするためには、その補正後に改めて出願人が第三者に対して同条所定の警告をするなどして、第三者が補正後の登録請求の範囲の内容をすることを要するが、その補正が、願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内において補正前の特許請求の範囲を減縮するものであって、第三者の実施している物品が補正の前後を通じて発明の技術的範囲に属するときは、その補正の後に再度の警告等により

第三者が補正後の特許請求の範囲の内容を知ることを要しないと解するのが相当である(最高裁昭63.7.19判決参照)。(中略)上記補正は、補正前の特許請求の範囲を減縮するものであり、かつ、被告物件は、補正の前後を通じて本件特許発明の技術的範囲に属するものであると認められる。

*特許法第65条第1項

特許出願人は、出願公開があった後に特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合にその実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。(以下略)

4 補償金の額(争点3-2)・損害賠償金の額(争点4)

*計算鑑定(特許法第105条の2)

以上